

回覧 令和3年6月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|---|
| <重要> | 表紙 | ◆高齢者のコロナワクチンの集団接種をすすめています |
| | 1 | ◆ワクチン接種に便乗した詐欺に注意してください！ |
| <お知らせ> | | ◆「みまたモノづくりフェア2021」の6月開催を見送ります |
| | | ◆毎年7月1日～7月7日は「全国安全週間」です |
| | 2 | ◆災害に備えて準備をしましょう |
| | 3 | ◆長田・梶山・宮村に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています |
| | 4 | ◆献血バスによる献血を実施します
◆「第26回クリーンアップみまた」を実施します |
| <保健と福祉>
(高齢者) | 5 | ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください |
| <保健と福祉>
(一般) | | ◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます |
| <農林畜産業関連> | 6 | ◆健康診査の受診票などを送付します |
| | 8 | ◆農薬の飛散に注意しましょう
◆森林の現況調査を行っています！ |
| <相談> | 9 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

- 【利用上の注意】
- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
 - ② 放送内容を当日のみ確認できます。
 - ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した
発令された警報を確認したい。
よく聞けなかったため、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)



重要

◆高齢者のコロナワクチンの集団接種をすすめています



町では、65歳以上の人にクーポン券を送付し、5月18日時点で、約8割の人が予約をしています。クーポン券は、国からのワクチンの配送状況に合わせ、順番に送付しています。

集団接種を受けるときの注意点

- ・忘れ物がないか、事前に確認をお願いします。
- 持ってくるもの：クーポン券、予診票（書いて持ってきてください）、決定通知書、本人確認書類
- ※足りないものがあると、接種できません。忘れないようにしてください。
- ・予約終了後に送られてくる、決定通知書に書かれた時間にお越しください。
- ※早めに来る必要はありません。(会場の密を避けるために、時間を区切って順番に案内します。早く来られても、会場内に入ることはできません。)

クーポン券を失くした場合

町健康管理センターで再発行ができます。
必要な書類に記入したあとで、クーポン券を再発行します。
持ってくるもの：本人確認書類（代理申請は、接種者の本人確認書類が必要です。）

予約がお済みでない人

【インターネットでのご予約】

町公式サイトから予約してください。 →

町公式サイト



【電話での予約】

コールセンター：51-5670
※午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日は除く）受付をしています。



クーポン券がとどいたが、集団接種に行くのが難しい人

かかりつけの医療機関で接種する、個別接種がご利用できますが、対象者は、かかりつけ医がある人（定期的に通院・治療している持病がある人）で、医師が必要と認めた人です。個別接種の開始日は医療機関によって異なりますので、通院などの際に、かかりつけ医にご相談ください。

※お問い合わせは、

- ・町コロナワクチンコールセンター ☎：51-5670
- ・町健康管理センター ☎：52-8481 お願いします。

◆ワクチン接種に便乗した詐欺に注意してください！

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりましたが、行政機関などの職員を名乗って、金銭や個人情報をだまし取ろうとする電話やメールが増えています。

- ・お金を払えば優先的にワクチン接種を受けることができます。
- ・お金を払えばワクチン接種の予約を代行します。
- ・ワクチン接種券を送付するので家族の名前を教えてください。

このような内容の電話やメールはすべて詐欺です！

ワクチンの接種は無料です。

電話やメールで個人情報を求めることはありません。

不審な電話やメールを受けた場合は、最寄りの警察署や交番、または警察安全相談電話に連絡してください。

※お問い合わせは、
警察安全相談電話 ☎：#9110 をお願いします。



お知らせ

◆「みまたモノづくりフェア2021」の6月開催を見送ります

6月18日（金）～20日（日）に開催を予定していました「みまたモノづくりフェア2021」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況から判断し、6月の開催を見送ることにしました。

今後は、感染拡大の状況などから検討し、改めて判断したことをお知らせします。

※お問い合わせは、
みまたモノづくりフェア実行委員会
事務局（企画商工課 商工観光係）
☎：52-9084 をお願いします。



◆毎年7月1日～7月7日は「全国安全週間」です

令和3年度スローガン

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から実施されています。

この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みです。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害に加えて、新型コロナウイルス感染症にかかったことによる労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みです。

労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加などの就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化などに対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくとともに、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組み、事業者と労働者が一体となって日々の安全活動を推進していく必要があります。

この全国安全週間を契機に、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動を着実に実行しましょう。

※お問い合わせは、
企画商工課 商工観光係（3階 ②番窓口）
☎：52-9084（直通）をお願いします。



◆災害に備えて準備をしましょう

梅雨に入り、大雨や台風などの災害リスクが高まる季節となりました。次の事項を確認し、普段から災害時に備えて準備をしておきましょう。

■情報を確認する

- ・自分の居住地区の避難所や、避難ルート、または居住地区が災害警戒区域に入っているかどうかなどをあらかじめハザードマップで確認しておきましょう。
- ・ハザードマップは町役場2階の総務課で無料配布を行っているほか、町公式サイトからも確認できます。
- ・テレビやラジオ、インターネットなどを活用し、情報の収集に努めましょう。また、「町防災ポータルサイト」や「町防災アプリ」では避難情報の発令状況や、避難所の開設状況などが確認できます。



三股町防災ポータルサイト



三股町防災アプリ (iOS)



三股町防災アプリ (android)

■「避難」とは「難」を「避」けること

- ・「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。
- ・避難をする場合は、指定避難所だけでなく、安全な、親せき・知人宅やホテルなどに避難することも選択肢に加えましょう。

■非常持ち出し品の準備

- ・避難をする場合に備えて、普段から非常持ち出し品を準備しておきましょう。持ち出し品は家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目に付きやすいところに置いて災害に備えましょう。

<非常持ち出し品の例>

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品 など
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、その他の重要書類 など
衣類等	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着 など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴、おくすり手帳 など
日用品	マスク、消毒液、手袋、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシ など

あと便利なもの	ウエットティッシュ、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具、ハザードマップ など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー、緊急時の家族・親せきの連絡先など

■避難情報の発令基準について

- ・5月20日から、避難情報の発令基準が以下のように変更となりました。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

- ・「避難勧告」が廃止され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」が発令されるようになります。危険な場所にいる人は、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら全員避難を開始してください。
- ・高齢の人や障がいのある人、妊婦の人や乳幼児のいる家庭など、避難に時間がかかると思われる人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

※お問い合わせは、

総務課 危機管理係 (2階 ②番窓口)

☎: 52-1110 (直通) をお願いします。



◆長田・梶山・宮村に移住・定住する人などに「奨励金」を交付しています

町内には、将来、人口減少が心配される小学校区（長田・梶山・宮村の各小学校区）があります。町ではこうした過疎地域へ移り住む人に、4種類の「過疎地域定住促進奨励金」を交付しています。

詳しい内容・条件などはお問い合わせください。

1. 新築・購入奨励金

■対象 = 以下の①～③の条件を全て満たす人

①過疎地域外（町内外を問いません）から過疎地域へ引っ越した人

※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。

②夫婦の年齢合計が満100歳までの人

③引っ越ししてから1年以内に70平方メートル以上の住宅を建築・購入した人

■交付額 =

①小学生以下を扶養・・・80万円

②「①」以外・・・40万円

※それぞれ3年に分けて交付します。



2. 転入・転居奨励金

■対象 = 以下の①～②の条件を全て満たす人

①過疎地域外（町内外を問いません）から過疎地域に引っ越した人

※それまで2年以上継続して過疎地域以外に居住していた人に限ります。

②小学生以下を扶養している人

■交付額 =

小学生以下の扶養人数が、

1人の場合・・・10万円

2人の場合・・・15万円

3人の場合・・・20万円

※それぞれ3年に分けて交付します



■1. 2の注意事項 =

・交付を受けるには申請が必要です。

・引っ越してから6カ月を経過しなければ申請できません。

・申請できるようになって（基準日）から、6カ月以内に申請をしてください。

・交付にはほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

3. 定住奨励金

■対象 = 以下の①～③の条件を全て満たす人

①過疎地域から過疎地域へ転居した人、もしくはもともと過疎地域に住んでいる人で、70平方メートル以上の住宅を新築または購入した人

②夫婦の年齢合計が満100歳までの人

③小学生以下を扶養している人

■交付額 = 1世帯につき 固定資産税額相当額×3年

交付上限額30万円（10万円/年）

■注意事項 =

・固定資産税の年税額を完納後に申請が必要です。

・固定資産税を初めて課税された年度の3月末日から6カ月以内に申請してください。

4. 長田小学校区内保育園奨励金

■対象 = 長田小学校区内にある保育園に乳幼児を入園させ、卒園後は長田小学校への入学を予定している保護者

■交付額 = 乳幼児1人につき 保育園利用者負担額の2分の1

交付上限額・・・18万円/年（1万5,000円/月）

■注意事項 =

保育園利用者負担額の半年分を完納後に申請してください（年2回交付）

※お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）

☎：52-1114（直通）をお願いします。

◆献血バスによる献血を実施します



新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、宮崎県内でも献血のご協力が減少しています。安全な血液製剤を安定して供給するために、皆さんの献血へのご協力をお願いします。

※献血会場では、職員の健康チェック、手指消毒、機材の消毒等良好な衛生環境を保持し、安全を確保するため、徹底した対策を行っています。

期 日	6月25日(金)
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時
場 所	町役場 (1階ロビーで受け付けを行った後、献血車内で行います)

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。検査後、血液型(Rh±を含む)や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

●400ml献血にご協力ください●

〈対象・条件など〉

- ・男性17～69歳、女性18～69歳
- ・体重50kg以上で体調の良い人など

※ただし、65歳以上の人は60～64歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の問診で献血できない場合があります。

前年度に町内で献血に協力していただいた人数は次のとおりです。ありがとうございました。

■献血場所 = 町役場・都城東高等学校・

藤元メディカル附属医療専門学校・トライアル三股店

献血の申し込みをした人	264人
400ml献血した人	239人
献血ができなかった人(比重不足など)	25人

※お問い合わせは、

町健康管理センター ☎：52-8481(直通)をお願いします。

◆「第26回クリーンアップみまた」を実施します

町では「花と緑と水の町」をキャッチフレーズとし、「環境にやさしいまちづくり」を目指して、さまざまな取り組みを行っています。その一つとして毎年7月に「クリーンアップみまた」を開催し、町民の皆さんと一緒に河川や道路・公園などを清掃しています。

今年も次の日程で開催します。

きれいで住みやすい環境をつくり、次の世代に引き継いで行くため、皆さんの参加をお願いします。

■開催日時 = 7月4日(日) 午前7時～9時

※雨天決行。台風および新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止する場合があります。中止の場合は町公式サイトおよび広報塔の放送で連絡します。

■大会本部 = 三股橋下河川敷公園右岸

※例年実施している開会式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し中止します。

■申込締切 = 《団体》 6月30日(水)

《個人》 7月2日(金)

■新型コロナウイルス感染症対策 =

次に該当する場合は、参加を見合わせてください。

- ・発熱、咳、咽頭痛などの症状があり、体調がよくない場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
- ・過去14日以内に外国への渡航、または渡航した人と接触がある場合

■お願い =

- ・手袋(軍手など)や火ばきみなどは各自で持ってきてください。
- ・ごみ拾い用のごみ袋は町で準備します。
- ・剪定枝(直径10cm以下)、草は袋に入れなくてください。
- ・空き缶などの燃えないごみは分別してごみ袋に入れてください。

※お申し込み・問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎：52-9082(直通)をお願いします。



◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。（120回分）

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



※お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます

身体障害者と、おおむね65歳以上の高齢者のうち、心身の障害や病気などの理由で寝具類の衛生管理が困難な人に対して、布団などの丸洗い、乾燥や消毒までを無料で行います。

申込受付期間	6月28日（月）まで
サービス実施日	回収日：7月 5日（月） 返却日：7月12日（月）
対 象 者	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者 ・寝たきりの人 ・1人暮らしの人 ・同居家族が高齢者のみで構成される世帯の人 ・その他、同様の理由が認められる場合

◎対象者の選定は、利用の可否を決定した後に通知します。

※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。





◆健康診査の受診票などを送付します

健康診査の対象者に特定健康診査（国保）・後期高齢者健康診査の受診票などを送付します。生活習慣病の予防・重症化を防ぐために、年に1回は健診を受けましょう。

※受診票は、令和3年4月1日時点の情報をもとに作成しています。
4月21日以降に資格喪失届けをされた人にも送付しますので、ご了承ください。

《集団健診における新型コロナウイルス感染拡大防止の対策》
町では感染拡大防止および安全な健診の実施のため、次のように対策をします。ご理解とご協力をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症の発生状況により、やむを得ず、集団健診を延期または中止することもあります。その場合は、町公式サイトや広報車などでお知らせします。

また、例年、地区分館で行っている健診は、次のとおり変更しています。

第3地区・4地区・7地区分館 → **健康管理センター**
第8地区分館 → **西部地区体育館**

○次のいずれかに該当するときは、健診会場に入場できません。
・過去2週間以内に発熱、咳や息苦しさなどの症状があるとき
（当日は、自宅で体温を測ってきてください。受付でお聞きします。）
・過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴があるとき
・感染防止ができるマスクなどを着用していないとき

※集団健診会場には、スリッパをおきませんので、必要な人は履き物を持ってきてください。

※集団健診会場では、「3つの密」を防止するため、**入場する人数を制限**します。健診受付前に、体温と体調の確認をし、受付番号を配布します。順番がくるまでは、入場できませんので、車中待機または、一度お帰りいただくこともあります。待ち時間が長くなることも考えられますので、ご理解とご協力をお願いします。

【個別健診】（医療機関で実施）

■実施期間 = 6月1日（火）～10月31日（日）

※各医療機関で異なりますので、受診日程は、各医療機関に相談してください。

■受診に係る費用 =

○特定健康診査（国保）・・・500円
○後期高齢者健康診査・・・無料

※健診項目以外の検査をした場合は、個人負担があります。

■受診場所・申し込み方法 =

次ページの《令和3年度 個別健診指定医療機関》にある医療機関に直接お申し込みください。

■注意事項 =

○指定医療機関以外での健診は全て自己負担になります。ご注意ください。
○健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず、**保険証と受診票の両方**を、医療機関の受付に提出してください。
両方揃っていないと受診することができません。

【集団健診】（健康管理センターなどで実施）

■集団健診の日時・場所 = 次ページの《日程表》をご覧ください。

■受診に係る費用 = **無料**

■申し込み方法 =

事前の申し込みは必要ありません。直接会場にお越しください。

■注意事項 =

○《集団健診における新型コロナウイルス感染拡大防止の対策》を再度ご確認ください。
○健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず、**保険証と受診票の両方**をお持ちください。両方揃っていないと受診することができません。
○対象地区の日時での受診を基本としますが、都合が悪い場合は、他の地区などで受診することもできます。（実施日が日曜日の場合、混み合いますので早めの受診をお勧めします。）

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）
☎：52-9632（直通）をお願いします。



《令和3年度 個別健診指定医療機関》

※受診するときは、必ず医療機関に確認してから受診しましょう。

	医 院 名	電 話 番 号		医 院 名	電 話 番 号
三 股 町	一心外科医院	52-7788		武田産婦人科医院	22-0336
	坂田医院	51-2003		伊達クリニック	36-7088
	田中隆内科	52-0301		どいクリニック	22-1825
	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135		戸嶋病院	22-1437
	長倉医院	52-2109		都北ごとうクリニック	38-6060
	ホームクリニックみまた	52-1348		富田医院	23-4586
	みしま内科クリニック	51-8100		ながはま整形外科	46-7188
都 城 市	あきと内科胃腸科	46-5500	都 城 市	西浦病院	25-1119
	有川呼吸器内科医院 ※1	24-6677		西岳診療所	33-1510
	有馬医院	23-2610		野口脳神経外科	47-1800
	安藤胃腸科外科医院	39-2226		野辺医院	22-0153
	池之上整形外科	23-2311		浜田医院(要予約)	22-1151
	いづみ内科医院	22-7111		はまだクリニック	45-2266
	宇宿医院	25-9031		早水公園クリニック	36-6117
	鷗木循環器内科医院	26-0008		速見泌尿器科医院	24-8344
	海老原内科	64-1211		原田医院	26-3330
	MKクリニック	51-6777		ふくしまクリニック	46-5001
	大岐医院	57-2025		福島外科胃腸科医院	38-1633
	おおくぼクリニック	26-1500		藤元上町病院	23-4000
	大橋クリニック	37-0539		ベテスダクリニック	22-1700
	柏村内科	22-2616		まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
	仮屋医院	36-0521		松山医院	24-1046
	仮屋外科胃腸科医院	25-7712		政所医院	58-2171
	川畑医院	46-3225		マドコロ外科医院	22-0138
	北原医院	22-4133		三嶋内科	24-7171
	教山内科医院	62-1205		都城フォレスト・ クリニック脳神経外科	80-4313
	共立医院	22-0213		都城明生病院	38-1120
	久保原田中医院	22-7700		宮永病院	22-2015
	坂元医院	22-0360		宗正病院	22-4380
	佐々木医院	62-1103		村上循環器内科クリニック	25-2700
	三州病院	22-0230		メディカルシティ東部病院	22-2240
	しげひらクリニック	27-5555		もりやま脳神経外科	21-6888
	志々目医院	57-2004		柳田クリニック	22-4862
	庄内医院	37-0522		山路医院	64-3133
	城南クリニック	26-3662		ゆうクリニック	46-6100
	城南病院	23-2844		よしかわクリニック	23-9384
	すみクリニック	36-7701		吉松病院	25-1500
	隅病院	62-1100		吉見クリニック	58-5633
	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780		ライフクリニック	39-2525
	園田光正内科医院	38-5115			
たかお浜田医院	22-8818				
田口循環器科内科クリニック	24-0600				

※1 通院している人のみ受けることができます。

《令和3年度 国保特定健診・後期高齢者健診 集団健診日程表》

※受付時間：8時45分～10時30分まで

月	日	曜日	健診(検診)会場	地区・支部
6	15	火	6地区分館	餅原・三原
	17	木	6地区分館	勝岡・前目
	18	金	6地区分館	蓼池1～5支部
	22	火	6地区分館	蓼池6～17支部
	25	金	健康管理センター	小鷲巣・寺柱
	29	火	健康管理センター	大鷲巣・高畑
7	30	水	健康管理センター	上米
	2	金	健康管理センター	中米・榎田・谷
	6	火	健康管理センター	上新・花見原
	9	金	健康管理センター	下新1～10支部
	13	火	健康管理センター	下新11～16支部・中原
8	16	金	健康管理センター	今市
	29	日	健康管理センター	2・3・6・7地区の未受診者
9	3	金	西部地区体育館	東植木12～20支部 西植木1～5支部
	14	火	西部地区体育館	東植木1～11支部
	17	金	西部地区体育館	西植木6～13支部
	24	金	健康管理センター	仲町
	28	火	健康管理センター	山王原
10	1	金	5地区分館	轟木・仮屋・大野・大八重
	5	火	健康管理センター	田上・梶山1～9支部
	6	水	西部地区体育館	稗田
	12	火	西部地区体育館	東原
	31	日	健康管理センター	1・4・5・8・9地区の未受診者
11	14	日	総合福祉センター (元気の杜)	※肺がん・大腸がん検診のみ (特定健診はありません)
	21	日	健康管理センター	全地区の未受診者

◆農薬の飛散に注意しましょう

農薬を散布した際に、近隣の田畑の他作物などに農薬が飛散（ドリフト）してしまい、薬害が発生したという報告が、近年、多く挙がっています。

農薬を散布する場合は、次の事項に注意しましょう。

■農薬散布前にもう一度確認しましょう＝

- ・散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう。
- ・風の弱いときに風向に気をつけて散布しましょう。
- ・散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう。
- ・細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう。
- ・タンクやホースは洗いもれがないようにきれいに洗っておきましょう。
- ・散布する農薬の種類、時期などを周りの栽培者へ事前に伝えましょう。
- ・隣接農作物で収穫時期が近いものがある場合は、散布日の変更や、飛散しても影響の少ない農薬を選択しましょう。
- ・散布した農薬の種類、時期などを記帳しておきましょう。



※お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆森林の現況調査を行っています！

町では、新たな「森林経営管理制度」に取り組むため、都城森林組合に委託し、森林所有者の皆さまに、令和2年度から経営管理の意向調査（アンケート調査）を行っています。本年度は、次の地域で、意向調査に必要な森林の現況調査を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。なお、調査したところには赤いテープが残っている場合がありますので、ご了承ください。

■対象地区＝

大字樺山字 細目、射場迫、宮田、坊ヶ野、高野

大字宮村字 宇都、尾崎、田尻、松ヶ尾

大字長田字 下仮屋、一堂

（この森林のうち森林経営計画が策定されていない森林）

■実施時期＝

6月～令和4年2月

■調査員＝

都城森林組合職員

※調査員には、森林法に規定されている森林の立ち入り調査権限の身分証明書を持っています。もし、現地などで調査員と会った場合には身分証明書の提示を求めることができます。

※お問い合わせは、

・農業振興課 農林整備係（3階 ③番窓口）

☎：52-9089（直通）

・都城森林組合 林業再生・環境税推進室

☎：23-8787

をお願いします。



相談

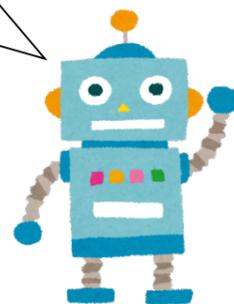
◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	6月19日(土) 毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、 破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合が あります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピュ ーター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物 (浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜

※祭日は除く

時 間： 午前9時～午後5時

場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。